平成２２年（フ）第１７７号

鹿児島県鹿屋市上谷町23番１―２号　黒木アパート101号

破産者　塩田ゆかり（旧姓中川）

1　決定年月日　平成23年６月22日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３６号

鹿児島県鹿屋市西祓川町1133番地46　コーポ打馬101号

破産者　小牧　昭司

1　決定年月日　平成23年６月22日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

更生計画認可

平成２２年（ミ）第９号

東京都港区西麻布３丁目20番16号西麻布アネックス

更生会社　株式会社南総カントリークラブ

1　決定年月日　平成23年６月30日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経過（省略）

第２章　更生計画の基本方針と骨子

第１節　更生計画の基本方針

第１　定義規定

本更生計画案における用語の定義は、次のとおりとする。

1　本件ゴルフ場

更生会社が経営する千葉県市原市上高根1683番地１所在のゴルフ場である南総カントリークラブをいう。

2　本件ゴルフ場会員(または単に会員)

更生会社と会員契約を締結し、同会員契約と本件ゴルフ場の規約等に従い本件ゴルフ場施設を優先的に利用できる権利を有し、かつ同会員契約にかかる預託金債権たる一般更生債権を有する者をいう。

3　プレー権

本件ゴルフ場会員が本件ゴルフ場施設を優先的に利用できる権利をいう。

4　プレー利用券債権

本件ゴルフ場において券面額に記載された金額として利用できるものとして、更生会社が本件ゴルフ場会員に対して発行した金券による債権をいう。

5　選択期間

更生計画認可決定確定の日から２ヶ月を経過する日までの期間をいう。

6　選択期間満了日

選択期間の末日をいう。

7　拠出期間

選択期間満了日の翌日から２週間を経過する日までの期間をいう。

8　拠出期間満了日

拠出期間の末日をいう。

9　実行日

拠出期間満了日の翌日から２週間を経過した日をいう。

10　継続会員

本件ゴルフ場会員のうち、第３章第３節第３、３の規定に従い、選択期間内に継続会員となることを選択し、かつ拠出期間内に南総倶楽部の基金に対して権利変更後の預託金債権を現物拠出（平日会員資格を追加取得する場合には金銭拠出も）することにより、本件ゴルフ場の会員資格を保有する会員をいう。なお、第３章第３節第３、６⑵に規定するとおり、本件ゴルフ場会員が会員資格を複数口保有する場合には、１口でも上記の選択及び拠出をしたときは継続会員として取扱うものとする。

11　退会会員

本件ゴルフ場会員のうち、選択期間内に継続会員となることを選択せず、本件ゴルフ場から退会する会員をいう。

12　正会員

正会員として定められた年会費を支払い、全日にプレー権を有する個人会員及び法人会員をいう。なお、正会員に基づく地位、正会員に基づく権利を、それぞれ正会員資格、正会員権という。

13　平日会員

平日会員として定められた年会費を支払い、日曜日、祝祭日及び土曜日を除く平日にのみプレー権を有する個人会員及び法人会員をいう。なお、平日会員に基づく地位、平日会員に基づく権利を、それぞれ平日会員資格、平日会員権という。

14　会員口（または単に口）

本件ゴルフ場会員が有する会員（正会員、平日会員を問わない）資格の単位をいう。

15　本件再生手続開始決定日

本件再生手続における再生手続開始決定日である平成22年１月29日をいう。

第２　間接株主会員制の導入（省略）

第３　弁済原資の確保及び調達方法(省略)

第４　今後の更生会社の運営（省略）

第２節　更生計画の骨子（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権に関する権利の変更と弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権は、以下のとおりである。

１件　　合計　1,648,329円

別表７（省略）

第２　権利の変更と弁済方法

別表７（省略）記載の確定更生担保権については、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定の日から３ヶ月以内に一括弁済する。

第２節　優先的更生債権に関する権利の変更と納付・弁済方法

第１　届出または確定した優先的更生債権

1　届出のある租税等の請求権

届出のある租税等の請求権は、以下のとおりである。

２件

合計　18,511,300円及び額未定

別表８（省略）

（内訳）

①　本税等　　18,510,000円

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等の額　　1,300円

③　更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等の額　　額未定

④　更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等の額　　額未定

2　確定した労働債権

確定した労働債権は、以下のとおりである。なお、平成23年４月１日以後更生計画認可決定日までの間に、自己都合により退職した者が会社更生法第140条第２項に基づいて有効に届出した退職金債権については、確定した債権額に限り、本節第２、２を適用する。

５件　　合計　11,571,937円

別表９（省略）

第２　権利の変更と納付・弁済方法

1　租税等の請求権

⑴　別表８（省略）記載の租税等の請求権については、更生手続開始決定日から１年を経過する日までの間に生じる延滞金等及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等の全額につき、選択期間満了日の翌日に免除を受ける。

⑵　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、各徴収権者の同意を得て、その金額につき本税等の全額を納税したときに免除を受ける。

⑶　免除後の金額は、本更生計画認可決定確定後３ヶ月以内に、一括納付する。

2　労働債権

⑴　別表９（省略）記載の労働債権については、確定優先的更生債権のうち更生手続開始決定後の利息及び損害金について、選択期間満了日の翌日に免除を受ける。

⑵　免除後の金額は、本更生計画認可決定確定後３ヶ月以内に、一括弁済する。